

検査記録等の開示を求める申請者の方へ

以下の各項目についてご留意のうえ、お申込み頂きますようお願い致します。

正当な手続きを経て検査記録等の開示を行った場合、それによって本人若しくは開示申請者に不利益が生じても、当院は一切責任を負いませんのであらかじめご了承ください。

申請から請求書送付までに約 2 ～ 3 週間ほどお時間を頂いておりますのでご了承ください。

I 手順

1. 必要書類をご準備の上、総合健診センター受付へ直接ご提出いただくか、同センター宛ご郵送ください。
2. 検査記録等の準備が整い次第、ご請求書を郵送致しますので、指定の口座へ 2 週間以内にお振り込みください。
3. ご入金確認後、「検査記録等の開示申請書」に記入された申請者ご住所へ検査記録等を送付いたします。

II 必要書類

以下の表をご覧ください、該当する書類をご提出ください。

必要書類	申請者					
	受診者本人	親族	遺族	代理人（弁護士等）		
				受診者本人からの依頼	親族からの依頼	遺族からの依頼
1 「検査記録等の開示申請書」 (当院所定様式)	○	○	○	○	○	○
2 委任状 ※1		○		○※2	○※2	
3 受診者本人の本人確認書類 <u>2種類</u> (運転免許証、旅券、マイナンバーカード[表面]、健康保険証、住民票、印鑑証明書等)	○	○		○	○	
4 申請者の本人確認書類 <u>2種類</u> (運転免許証、旅券、マイナンバーカード[表面]、健康保険証、住民票、印鑑証明書等)		○	○	○※3	○※3	○※3
5 受診者本人と親族または遺族の続柄が明示されている書類（戸籍謄本または抄本等）		○	○※4		○	○※4
6 依頼者と代理人の関係を認する書類（委任状等）				○	○	○

【注意】

- ※ 1 申請者が受診者本人、または遺族の場合は不要です。
受診者本人が未成年者、もしくは成年被後見人である場合は、法定代理人、または受診者本人が委任した代理人が自筆によるご署名・ご捺印ください。
- ※ 2 弁護士事務所等が作成した委任状、同意書等でも結構です。
- ※ 3 代理人弁護士が申請者の場合、本人確認書類は弁護士会発行の身分証明書、または、弁護士・法律事務所登録の印鑑証明書でも結構です。
- ※ 4 受診者本人が故人で、当院以外で亡くなった場合、除籍が証明できる戸籍謄本または抄本をご提出ください。除籍の証明がない場合は、受診者本人との続柄が明示されている書類と、死亡診断書の写し等、故人であることを示す書類を合わせてご提出ください。（当院で亡くなった場合は、続柄が明示されている書類のみで結構です。）
- ※ 公的書類（住民票、戸籍、印鑑証明書等）、委任状等は、発行から3ヶ月以内の原本に限ります。

Ⅲ 所定費用

	(税込価格)
1. 人間ドック成績表再発行手数料	無料
2. 検査画像データ	
・CD-ROMに出力	放射線検査・生理検査・内視鏡検査等 1種類毎 1,100円
3. その他（海外への発送は別途郵送料）	実費

【お問い合わせ・郵送先】

社会福祉法人 三井記念病院
総合健診センター
〒101-8643 東京都千代田区神田和泉町 1 番地
電話 03-5687-6331